

令和元年度 赤い羽根共同募金地域配分（B配分）実施要領

I 応募資格

武蔵野市内に所在する地域福祉の推進を目的とする事業をおこなう各種民間社会福祉施設、団体など（原則として、申請時点において事業開始から1年を経過していること）

- 1 児童厚生施設（児童館）
- 2 保育施設（保育室・認証保育所を含む）
- 3 障がい者の就労及び地域生活支援及び就労支援をおこなう施設・団体
- 4 社会福祉関係通知等による施設
- 5 その他（地域福祉の推進を目的とする施設で、地区配分推せん委員会において認められたもの）
※会社法人が経営、学校法人および特殊法人が運営する施設は対象になりません。

II 申請対象事業

- 1 備品整備事業（原則として日常的に使用するものであり、消耗品は除く。事務管理用備品は対象外。）
 - (1) 利用者の生活のためのもの（消耗品は除く）
 - (2) 利用者が取り組む作業や就業訓練などで使用するもの
 - (3) 利用者や地域住民のための防災・災害時に使用するもの
 - (4) 地区配分推せん委員会で認めたもの
- 2 小規模修理（原則として、賃貸物件に係るものは対象外）
 - (1) 利用者が使用する建物等のトイレ・床・壁・扉等の改修、修理
- 3 研修・訓練・交流事業等（利用者一人につき1回、一貫した目的を持った一事業）
 - (1) 利用者の日常生活に資するもの（宿泊訓練含む）
 - (2) 利用者の社会生活訓練に資するもの（交流事業含む）
 - (3) 利用者の生活向上のための講座、健康診断など
 - (4) 利用者や地域住民を対象にした防災研修・講習会等の開催に資するもの

なお、申請に当たっては、次の事柄もご確認ください。

- 1 地域福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼に十分にこたえられる事業であること
- 2 施設・団体維持のための運営費（家賃、光熱水費、人件費等）ではないこと
- 3 令和2年度に購入・実施する事業であること（令和元年度中に購入・実施するものは対象となりませんのでご注意ください）
- 4 申請は1施設につき、内容等で括ることができる、目的を1つとした1事業に限ること（例：目的の異なる2つ以上の備品整備事業や備品整備と宿泊研修を合わせての申請はできません）
- 5 事務管理用の備品整備は対象外であること

6 指定障害福祉サービス事業者の場合、上記4における施設の単位は、施設数もしくは東京都における事業所指定書の取得数、いずれか小さい数とすること（例：共同生活援助におけるユニットは、指定番号を受けた1つの施設に含めて申請してください）

Ⅲ 配分申請額

事業内容により1施設あたり30万円以内（千円単位切り捨て）

- 1 申請事業費の75%以内とし、施設・団体の自己負担が25%以上あるものとします。（他助成金、利用者負担金等は除く。）
- 2 地域の募金額や申請状況、申請等により配分決定額が変わる場合があります。

Ⅳ 申請書式及び記入要領（記入方法）

申請期間中、武蔵野市民社会福祉協議会窓口で配布、もしくは武蔵野市民社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

Ⅴ 添付書類

- 1 備品整備、小規模修理（修理個所の写真を添付）の場合は見積書（カタログは不可。インターネットを介した見積書も可。必ず相見積もりを取り、定額及び値引き額の記載があること）の写し。（見積もり記載項目により、対象外とされる項目もあります）やむを得ず相見積もりを取れない場合は、その理由を申請書にご記入ください。（見積もり記載項目により対象外とされる項目）
備品更新時の「旧備品等処分費」、内容が不明な「諸経費」、「リサイクル費」等所有者が負担すべきもの
- 2 見積もりが添付できない事業実施の場合は、施設の責任者名をもって作成した実施計画書（予算を含み、事業の詳細がわかるもの） *書式任意

Ⅵ 申請書提出期限

令和元年9月27日（金）17時 必着

※事前に電話連絡の上、郵送または武蔵野市民社会福祉協議会窓口までご持参ください。

※申請書は、武蔵野市民社会福祉協議会でお預かりして、申請内容等の確認を行います。後日、内容等についてお電話などで質問させていただく場合があります。

Ⅶ 申請上の注意および申請書提出先

- 申請書のご提出にあたっては、記入要領及び記入例をご確認の上、不備や不足のないよう、ご注意ください。
- 複数の施設を運営する法人で、複数の施設から「地域配分（B配分）」への申請をおこなう場合

は、法人での取りまとめが必要となります。都内各地域で施設を運営している法人は、各市区町村の配分推せん委員会宛に分けてご提出ください。

Ⅷ 配分の決定について

令和2年1月開催（予定）の配分推せん委員会で推せん決定後、文書を以て通知します。また、武蔵野地区配分推せん委員会により、申請施設に対するヒアリングを実施する場合があります。

Ⅸ 配分金交付時期

令和2年6月（予定）

※一法人で複数施設の配分が決定された場合、その全施設分の配分金を合算し、当該法人が管理する口座へお振込みします。

Ⅹ 使途報告書等の提出について

事業完了後、直ちに使途報告書をご提出ください。

※一法人で複数施設の配分が決定された場合、その全施設分の使途報告書を法人にて取りまとめの上、ご提出ください。

Ⅺ その他

「地域配分（B配分）」と「全都配分（A配分）」を、同じ年度に申請することも可能です。

【申し込み・問い合わせ】

武蔵野市民社会福祉協議会

住所：武蔵野市吉祥寺北町1-9-1（1階）

電話：0422-23-0701 FAX：0422-23-1180

E-mail：shimin@shakyou.or.jp

ホームページ：<http://www.shakyou.or.jp/>

